

2022 July

7

No.869

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■佐賀市

今月の記事

●日本年金機構

- ・「賞与支払届」の提出をお忘れなく! 2
- ・「算定基礎届」の提出はお済みですか? 2
- ・令和4年度の国民年金保険料免除申請の受付が開始されています 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・「がばい健康企業宣言」を始めましょう! 4
- ・「がばい健康企業宣言」エントリーシート 5

●佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内 6
- ・法律改正によりパート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります 7

- ・年金相談窓口開設等 8
- ・健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先について 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ

「賞与支払届」の提出をお忘れなく!!

- ◆ 被保険者に賞与を支給したときは、**支払った日から5日以内**に「賞与支払届」の提出が必要です。
- ◆ 賞与等の支給額の1,000円未満を切り捨てた額のことを「標準賞与額」といいます。保険料の計算は、標準賞与額に直接、保険料率を乗じて計算することとなります。
- ◆ **賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「賞与不支給報告書」の提出が必要です。**
- ◆ 保険料や将来受け取る年金にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

資格取得月・資格喪失月の取扱い

- 資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- 資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象になりませんが、資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- 資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

※将来の年金額には保険料の対象となったものが反映します。

「算定基礎届」の提出はお済みですか？

- ◆ 「算定基礎届」は**4月・5月・6月に支払われた報酬**を届出いただくものです。（給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額を届出いただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額を届出いただくこととなります。）
- ◆ 「算定基礎届」の提出がありませんと、正しい保険料の算定ができませんので、提出がお済みでない場合は、早急にご提出をお願いします。
- ◆ 令和4年5月31日以前から被保険者である方は、「算定基礎届」の提出が必要です。（令和4年5月31日以前から被保険者である方で、送付された「算定基礎届」に印字されていない方は手書きによるお届けが必要となります。）

お問い合わせ先

● 各年金事務所 厚生年金適用調査課

令和4年度の国民年金保険料免除申請の受付が開始されています

全額免除制度

【保険料の全額(16,590円)が免除されます】

全額免除の承認を受けた期間がある場合、追納をしなければ、保険料を全額納付したときに比べて将来の年金額は以下のように少なくなります。

全額免除

年金額 $\frac{4}{8}$ (平成21年3月分までは $\frac{2}{6}$)

【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者および世帯主の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること

扶養親族等の数+1

×

35万円

+

32万円

≥

本人、配偶者、
世帯主の
前年所得

※令和2年度までは10万円を引き下げた額

納付猶予制度

【保険料の全額(16,590円)が納付猶予されます】

納付猶予

年金額には反映しませんが、未納期間ではありませんので、老齢年金の加入期間として計算されます。また、死亡・障害といった不測の事態が起きた時に、これらの受給権を繋げる意味合いもあります。

【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者の前年所得がそれぞれ以下の計算式で計算した金額以下であること

扶養親族等の数+1

×

35万円

+

32万円

≥

本人、配偶者の
前年所得

※令和2年度までは10万円を引き下げた額

○失業した場合も、申請することにより保険料の納付が免除や猶予となる場合があります。

○上記のほか、障害基礎年金を受け取っているときや生活保護の生活扶助を受け取っているとき、お住まいの市町村の国民年金担当窓口へ届け出ること、保険料全額の納付が免除される「法定免除制度」があります。

一部免除(一部納付)制度

【保険料の一部が免除されます】

一部免除は3種類あります。一部免除の承認を受けた期間がある場合は、追納しなければ、以下のように将来の年金額は少なくなります。

4分の3免除(納付額4,150円)

年金額 $\frac{5}{8}$ (平成21年3月分までは $\frac{3}{6}$)

半額免除(納付額8,300円)

年金額 $\frac{6}{8}$ (平成21年3月分までは $\frac{4}{6}$)

4分の1免除(納付額12,440円)

年金額 $\frac{7}{8}$ (平成21年3月分までは $\frac{5}{6}$)

【基準となる所得の計算式】

本人、配偶者および世帯主の前年所得が以下の計算式で計算した金額以下であること

4分の3免除

88万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

半額免除

128万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

4分の1免除

168万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

※令和2年度までは10万円を引き下げた額

○一部免除制度は、納付すべき一部の保険料を納付しないと、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となります。

そのため将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また障害や死亡といった不測の事態が生じた場合、年金を受け取ることができなくなる場合がありますのでご注意ください。

保険料の追納

保険料の免除(全額・一部)や猶予(学生納付特例・納付猶予)の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額は少なくなります。そこで、免除などの承認期間が10年以内であれば、追納(あとから納めること)ができます。

○保険料を追納する場合、当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

お問い合わせ先

●各年金事務所 国民年金課

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和4年7月分保険料の納付期限は令和4年8月31日(水)です。

佐賀県内の600社以上が宣言中!

「がばい健康企業宣言」を始めましょう!



少子高齢化による働き手不足が進む中、健康経営®に取り組む企業が増えています。協会けんぽ佐賀支部では、「がばい健康企業宣言」という名称で、健康経営に取り組む企業をサポートしています!

「健康経営」とは?

従業員の健康管理を重要な経営資源と捉え、積極的に社員の健康づくりに取り組むことで会社の生産性向上を目指す経営手法のこと。

※「健康経営®」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

健康経営に期待される4つの効果

医療費の削減



従業員の生活習慣病の発症や重症化を予防

医療費の削減

離職率の低下



労働環境の改善
働きやすい職場

離職率の低下

従業員の業績向上



従業員の本来のパフォーマンスが発揮

モチベーション・業績の向上に

企業のブランド価値の向上



従業員の健康に配慮している企業としてアピールすることで、労働市場で優位



まずは健康宣言から!

5ページのエントリーシートを協会けんぽ佐賀支部にご提出ください。

佐賀支部が実施する「がばい健康企業宣言」について2022年度の優良企業認定を行いました。

昨年度の164社より大幅に増加し、278社が認定され、優れた健康経営を実践する企業が増加しています。

優良認定を受けられた企業様につきましては、協会けんぽ佐賀支部のホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください。



(優良企業認定ロゴマーク)



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル

TEL 0952-27-0611(代表)

エントリーシート

「がばい健康企業宣言」

わが社は、全従業員が健康で働くことができる会社を目指し、
以下の内容を宣言します

1. 事業主自らが積極的に関与し、従業員の健康づくりに取り組みます
2. 従業員の健康課題を把握し、改善に向けた健康づくりに取り組みます
3. 協会けんぽと連携した健康づくりを実施します

事業所住所

事業所名称

事業主名・事業主印

印

■ 協会けんぽ佐賀支部との窓口になっていただける方のご登録をお願いします。(健康保険委員の登録含む)

健康保険証の 記号・番号	(記号)	(番号)
所属部署名		担当者名
電話番号	—	—
メールアドレス	月に1回、健康保険に関するお役立ち情報や、健康づくりに役立つ情報を配信いたします。 利用規約をご確認いただき、メールアドレスの記入をお願いします。 ----- @	

■ 佐賀支部ホームページに事業所名の掲載をご希望されない場合はチェックしてください。

☐

■ 上記で担当者様を健康保険委員として新規登録することにご同意されない場合はチェックしてください。

☐

登録
無料

メールマガジンについて

毎月1回25日頃に、健康保険のお役立ち情報等を配信しています。

※保険料率の変更などは臨時号として、いち早く配信！

事業主や健康保険事務のご担当者様はもちろん、加入者の皆さまにもおすすめです！

利用規約はこちら



配信内容

① 制度改正、保険料率の変更

② 知ってトクする医療保険情報の紹介

③ 保健師等による健康コラム

◆お手数ですが本申込書をコピーしてお使いください。

社会保険事務講習会のご案内

『健康保険の給付に関する講習会』

健康保険の給付等について学びます。

地 区	日 時	会 場
武雄会場	令和4年 7月14日(木)	武雄市文化会館（武雄市武雄町武雄5538-1）
唐津会場	令和4年 7月21日(木)	高齢者ふれあい会館 りふれ（唐津市ニタ子3-155-4）
鳥栖会場	令和4年 7月22日(金)	サンメッセ鳥栖（鳥栖市本鳥栖町1819）
佐賀会場	令和4年 8月 4 日(木)	アバンセ（佐賀市天神3-2-11）

講師●社会保険労務士

●実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 社会保険事務担当者の方

参加料 会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和3年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

7840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整 理 番 号	宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。		
参加希望 会場日時	『健康保険の給付に関する講習会』 (武 雄 ・ 唐 津 ・ 鳥 栖 ・ 佐 賀) 会 場 令和4年 月 日 ()		
参加者氏名			
事 業 所 名			
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -		
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

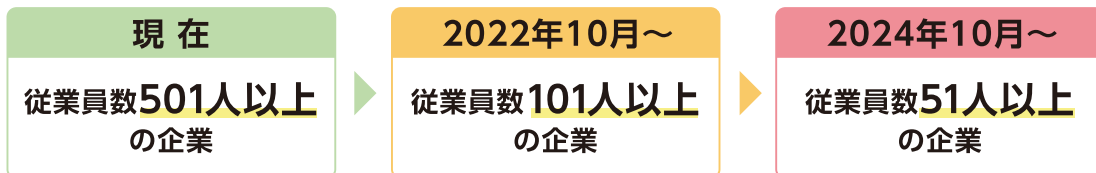
厚生労働省
からの
お知らせ

従業員数500人以下の 事業主のみなさまへ

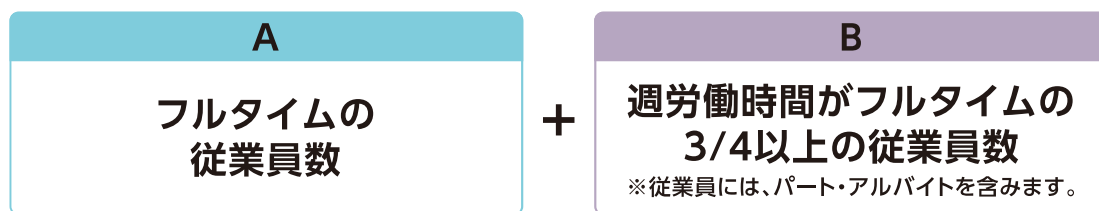
法律改正により
パート・アルバイトの
社会保険の加入条件が
変わります。



対象となる企業



従業員数は以下の A + B の合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



詳しくは、特設サイトをご覧ください。



適用拡大特設サイト

<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/index.html>



令和4年8月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
	1 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	2 鹿島市役所 (予約)	3 多久市役所 (予約)	4	5 伊万里市役所 (予約)	6
7	8 年金事務所 延長相談 19時まで	9 基山町役場 (予約)	10 有田町役場 (予約)	11	12 伊万里市役所 (予約)	13 年金事務所 休日相談日 (予約)
14	15 年金事務所 延長相談 19時まで	16 鹿島市役所 (予約)	17 多久市役所 (予約)	18	19 伊万里市役所 (予約)	20
21	22 年金事務所 延長相談 19時まで	23 基山町役場 (予約)	24	25	26 伊万里市役所 (予約)	27
28 /	29 年金事務所 延長相談 19時まで	30	31			

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。



- 佐賀年金事務所 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所 TEL0954-23-0121

自動音声後、担当部署の
ダイヤルを押してください
(音声途中でも可)。

- お客様相談室：①
- 国民年金課：②
- 厚生年金適用調査課：③

健康保険・厚生年金保険適用関係届書の送付先について(お願い)

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届書の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集約して行っております。

そのため、窓口での受付、郵送での受付を問わず、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してまいります。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届書を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター
厚生年金適用グループ

住所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、郵便番号と送付先宛名を記入するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく、郵送のみでの受付になります。届書作成や制度についてのご相談は、年金事務所へお問い合わせください。

事業所の所在地や名称等に変更があった場合は当協会にもお知らせください

届出は **FAX.0952-26-3377** か **郵送** でお願いします。 一般財団法人 佐賀県社会保険協会

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

会員事業所登録事項変更届

佐賀県社会保険協会あて

令和 年 月 日

会員整理番号		電話番号	
事業所名		ご担当者名	

《該当する欄をご記入ください》

変更後

事業所名	
所在地	
電話番号	